

令和7年第2回宝塚市議会定例会提出議案（第3次送付分）

議案第66号 令和7年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）（別冊）

議案第67号 和解することについて

議案第67号

和解することについて

次のとおり請負代金請求等調停申立事件に関し和解をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）6月5日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、請負代金請求等調停申立事件に関し、次のとおり和解する。

- 1 事件名 伊丹簡易裁判所令和6年（メ）第2号請負代金請求等調停申立事件
- 2 当事者 申立人 [REDACTED]

相手方 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 森 臨太郎

3 和解の要旨

- (1) 相手方は、申立人に対し、本件解決金として872万6183円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、令和7年8月8日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- (3) 申立人と相手方は、申立人が相手方に対し、本件に係る損害賠償債務として581万7455円の支払義務があること及び申立人が相手方に対しこれを全額支払済みであることを、相互に確認する。
- (4) 申立人と相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本調停条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は各自の負担とする。

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。